

安全保障理事会決議 2103 (2013)

2013年5月22日、安全保障理事会第6968回会合にて採択

安全保障理事会は、

ギニア・ビサウにおける状況に関する安保理の従前の諸決議、安保理議長声明および報道声明、とりわけ決議 1876 (2009)、2030 (2011)、2048 (2012) そして 2092 (2013) を想起し、

2013年5月6日付、ギニア・ビサウに関する事務総長報告書 (S/2013/262) およびそこに含まれた勧告に留意し、そして現場における政治的および治安上の課題にもかかわらず、国際連合ギニア・ビサウ統合平和構築事務所 (UNIOGBIS) により行われた活動を歓迎し、

2012年4月12日の軍事クーデター以来のギニア・ビサウにおける状況についてまた危機を解決するのを助ける UNIOGBIS および準地域的、地域的並びに国際的協力機関の継続的取組の故になされた進展にもかかわらず、ギニア・ビサウにおける憲法秩序がまだ回復されていないという事実、重大な懸念を残しつつ、

ギニア・ビサウにおける平和と安定の定着は、合意している、包括的なそして国民的な独自の移行過程、憲法秩序の回復と尊重、防衛、治安および司法部門における改革、法の支配の促進、人権の保護、社会経済的発展の促進そして刑事責任の免除と薬物取引に対する戦いからのみ、結果として生じ得ることを強調し、

ギニア・ビサウにおける最近の重大な政治的発展および国内法令と関連する国際的な基準に沿った自由で、公正でまた透明な大統領と議会の選挙を実施するための技術的に実行可能な最終期限を設定することを含む、暫定政治合意を改訂する主要な利害関係者の意図に留意しそして、全ての政治的当事者、軍事、市民社会グループおよび宗教の指導者達が、「憲法上の正常化への回帰のための原則の合意」により選挙が 2013年11月に開催されることで、暫定期間を 2013年12月31日まで延長し、全てを含む移行政府を形成し、また最高裁判所裁判官会議からの提案を受けた国内選挙委員会委員長を選ぶことを決定した彼らによる同合意の 2013年4月30日の調印にも留意し、

ギニア・ビサウの全ての利害関係者が、全ての者に受け入れ可能でまた同国の社会的、経済的、政治的および軍事的問題に対する実行可能なまた持続可能な解決を見出すことに資する信頼に足る選挙に続く、憲法秩序の回復と尊重に資する条件を創造することを目的とした、明確な公約と真の包括的な政治対話を通して短期、中期そして長期の安定を確保するために活動すべきこと、そしてそのことは主要な改革の実施と国家機関の強化を促進するであろうこと、を強調し、

政治的関係者と軍の指導部との間のなれ合いの結果としての、効果的な文民統制と防衛および治安部隊についての監視がないことが継続していること、そのことは政治過程と国家諸機関の効果的な機能を邪魔している、に憂慮しつつ、

ギニア・ビサウにおける治安部門改革（SSR）を支援する西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）の取組、すなわち西アフリカ諸国経済共同体ギニア・ビサウ・ミッション（ECOMIB）の活動を通じたものを歓迎し、

継続している重大な違反と人権侵害の報告並びにギニア・ビサウの政治的緊張の雰囲気について重大な懸念をくり返し表明し、そして報道の表現の自由および集会の自由に関する制限を非難し、

2012年4月12日の軍事クーデター以来のギニア・ビサウにおける薬物取引の増加の報告および安定に与えるその脅威に安保理の深い懸念をくり返し表明し、原産国、通過国および最終目的国において、共通および共有責任の対処方法を通して、薬物取引の問題に取り組む必要性を再び強調し、

ギニア・ビサウにおける不安定に対する永続的解決は、刑事責任の免除と戦うための具体的な行動を含みまた政治的動機による暗殺および薬物取引関連活動のような他の重大な犯罪並びに憲法秩序の破壊に対して責任を有する者が、移行期司法制度を通じたものを含んで、訴追されることを確保すべきであることを強調し、

国際連合の継続的支援およびとりわけ憲法秩序の回復、治安と司法部門改革の実施、薬物取引、組織犯罪そして人身取引に対する戦い、並びに良い統治や包括的な社会と経済の開発を可能とする環境の創設に向けた、ギニア・ビサウの長期の治安と開発のための国際的、地域的、準地域的および二国間の協

力機関の重要性をくり返し表明し、

ギニア・ビサウおよび準地域における薬物取引と越境組織犯罪との戦いにおける国際連合関連組織との協力における国際連合薬物犯罪事務所（UNODC）の重要な活動を賞賛し、資金不足によるギニア・ビサウの UNODC の閉鎖を憂慮しそして適切な時点での UNODC の復帰を期待しまた UNODC と UNIOGBIS との間の強化された協力を奨励し、

連続した評価能力をギニア・ビサウで維持し、また薬物取引に対する戦いを実施する国の、準地域の、地域のそして国際的な機関を支援することを続ける、緊急の必要性を強調する。

とりわけ情報共有を通して、ギニア・ビサウにおける薬物取引と戦うことに向けた集団的取組を高めるため、関連する協力機関間の一貫性、調整および効率性を増加する必要性を強調し、

決議 1325（2000）、1820（2008）、1888（2009）そして 1889（2009）において認められたように、紛争の防止および解決並びに平和構築における女性の重要な役割を強調し、これに関連したミッションの活動を歓迎しそしてジェンダーの観点が、UNIOGBIS の職務権限の関連する側面の実施に活気を与え続けなければならないことを強調し、

ギニア・ビサウの経済的発展に対する期待を損なう、同国の領水や排他的経済水域における違法なまた承認を得ていない漁業の事例を非難し、

ギニア・ビサウの協力機関が、同国の政治的、治安上のそして開発の課題に解決をもたらすのに役立つその活動を積極的にまた緊密に調整し続けるものとすることを再確認し、これに関連して、全ての国際的關係者がギニア・ビサウにおける状況に、声を一つにして対処することにおいて、関与したことを確保するのに役立つために、ギニア・ビサウにおける事務総長特別代表により行われた努力を歓迎し、同国における政治的また治安の状況を評価するため 2012 年 12 月 16 日から 21 日までビサウに派遣されたアフリカ連合（AU）、ECOWAS、ポルトガル語諸国共同体（CPLP）、ヨーロッパ連合（EU）および国際連合の合同評価使節団の結論と勧告を受け取ることを期待し、全ての国際的な協力機関が、包括的な暫定政府を形成しそして今年末までに選挙を実施するという約束を伴った合意している行程表を採択する必要性を認識しているという事実留意し、

ギニア・ビサウにおける複合的な状況が、決議 2030 (2011) に従って、安保理により UNIOGBIS に授与された職務権限の円滑な実施並びに平和構築委員会の活動を損ねてきたことを強調し、そして国際連合システムの国家構築および平和構築活動並びにギニア・ビサウにおける平和の定着のための平和構築基金の貢献を更に再調整する必要性を、これに関連して強調し、

将来におけるギニア・ビサウとの再関与に対する平和構築委員会の決議に関連した、2013 年 5 月 9 日の平和構築委員会ギニア・ビサウ展開部の長により行われた声明に留意し、

事務総長報告書に含まれた国際連合機関間技術評価ミッションの結論並びに UNIOGBIS の職務権限に関する勧告に留意し、

ギニア・ビサウにおける平和と安定の定着に対する安保理の十分な公約を再確認し、

1. 2013 年 6 月 1 日に始まり 2014 年 5 月 31 日までの 12 か月の期間の間、UNIOGBIS の職務権限を延長することおよび以下の任務を遂行するため事務総長により勧告されたように職務権限を再調整することを決定する。

(a) 憲法秩序への回帰を助長するため包括的な政治的対話と国民和解プロセスを支援すること。

(b) 自由で、公正でまた透明な選挙の実施に資する環境を作り出すことを支援すること。

(c) 民主的な機関を強化することおよび効果的にまた継続的に機能する国の機関の能力を高めることを支援すること。

(d) 戦略的で技術的な助言および人権と基本的自由を尊重しながら公の治安を維持しそして刑事責任の免除と戦う能力のある、効果的で効率的な法執行と刑事司法そして更正のための制度の設立のための支援を提供すること。

(e) 戦略的で技術的な助言および国の治安部門改革と法の支配戦略を実施すること並びに国際的基準を遵守している民間と軍の司法制度を策定することにおいて、ECOWAS/ECOMIB と調整したものを含む、国家当局および関連する利害関係者に支援を提供すること。

(f) UNODC と密接に協力して、薬物取引と越境組織犯罪と戦うために国家当局を支援すること。

(g) 人権の促進、保護、監視および報告の活動を行うこと。

(h) 安全保障理事会決議 1325 (2000) と 1820 (2008) に沿って、ジェンダーの観点を平和構築に

主流化すること。

- (i) ギニア・ビサウの平和構築優先課題の支援において平和構築委員会と協働すること。そして
- (j) 国の治安部門改革と法の支配戦略の実施のためのものを含む、国際的な援助の、動員、調和そして調整に貢献すること、およびギニア・ビサウの憲法秩序の回復と維持並びに安定を支援する AU、ECOWAS、CPLP、EU と他の協力機関との協力を高めること。

2. 事務総長の報告書に示された、平和構築委員会と平和構築基金そして国際連合国別現地チームの活動の、ギニア・ビサウにおける統合された対処方法に対する調整に関連した、事務総長の勧告を十分に支援する。

3. 現在の危機を解決するためのギニア・ビサウの利害関係者間の現行の協議に留意し、そして彼らに対し、包括的な政府の形成、2013 年の選挙のためのものを含む合意された移行行程表の採択、そして新しく起草された「政権協定」の採択に向けた彼らの努力を高めることを促す。

4. 2013 年末までの憲法秩序の回復を確保するための自由で、公正でまた透明な選挙の重要性を強調しそして事務総長に対し、ギニア・ビサウ担当事務総長特別代表および UNIOGBIS 並びに国際連合全体を通して、この目的のため選挙支援を提供することを要請する。

5. 文民統制を十分に受けるという軍隊への安保理の要求をくり返し表明する。

6. 政治的および市民的権利を含む、人権の違反と侵害を非難し、ギニア・ビサウ当局に対し、人権を保護し、刑事責任の免除を終わらせ、そのような行為の実行者を特定するための捜査を開始しそして彼らを訴追するためにあらゆる必要な措置を講じることおよび適法手続を確保するために証人を保護するための行動を取ることを促し、彼らに対し、表現の自由と集会の自由に関する制限から生じる不安な状況をやわらげるための措置を講じることがを促す。

7. ギニア・ビサウにおける憲法秩序の回復を支援する協力を強化する国際的な協力機関、とりわけアフリカ連合、CPLP、ECOWAS、ヨーロッパ連合および国際連合による合同努力を歓迎しそして彼らに対し、同国の安定に向けて共に活動し続けることを奨励する。

8. 事務総長に対し、憲法秩序の回復を念頭において上記第3項に言及された目的の達成を促進するため、政党間の現行の対話過程に関して、ECOWAS と CPLP を含む他の協力機関と調整して、UNIOGBIS を通して、活動し続けることを要請する。

9. ギニア・ビサウの長期間の安定のための決定的な要素としての SSR を支援する努力を奨励しそして速やかなまた積極的な結果を得るためにこの分野におけるギニア・ビサウの全ての関連する準地域的、地域的および国際的な協力機関による調整された活動を奨励する。

10. ギニア・ビサウ当局に対し、越境組織犯罪、とりわけ薬物取引や資金洗浄とより効果的に戦うため国内法令と制度を再検討し、採択しそして実施したこの文脈で、西アフリカ沿岸イニシアティブ (WACI) の下で設立された越境犯罪対策部隊 (TCU) に対する追加支援を提供することを求め、そしてギニア・ビサウの文民および軍事指導部双方と国際的な協力機関に対し、薬物取引と戦うより強力な約束を実際にやってみせることを促す。

11. 国際社会の構成員に対し、とりわけ薬物取引と組織犯罪並びにギニア・ビサウの領水と排他的経済水域の中での違法漁業と戦うために、自国の管轄権内の航空交通の管理と海上の安全の監視を確保することをギニア・ビサウに可能にするため、ギニア・ビサウとの協力を強化することを奨励する。

12. 事務総長特別代表に対し、とりわけギニア・ビサウと準地域の平和、安定および安全に対する脅威を作り出すことに寄与している薬物取引と関連する個人、集団、企業そして団体についての特別代表への関連情報の、関連する国際連合機関、基金および計画による、提供を通じて、薬物取引と戦うことに向けたその集団的な効果を最大化するため、ギニア・ビサウにおける関連する国際連合機関、基金および計画間のより強力な一貫性、調整および効率性を達成するための努力を増すことを要請する。

13. 事務総長特別代表に対し、安保理決議 2048 (2012) に従って設立された委員会と全ての関連情報、とりわけ決議 2048 (2012) の第6項により定められそして第8項により詳述された基準を満たす個人の名前を共有することを招請する。

14. ギニア・ビサウにおける全般的な政治的および経済的危機の解決策の追求において薬物取引に対する戦いにより与えられた課題を強調し、そして事務総長に対し、適切な専門知識を含む、薬物対策部

門を提供することにより、UNIOGBIS 内に関連能力を確保することを要請する。

15. 国際的な二国間および多国間の協力機関に対し、資金洗浄や薬物取引のような違法活動を含む、越境組織犯罪と取り組むための取組を強化することにおいてギニア・ビサウに対するその技術的支援を続けることを奨励し、彼らに対し、ギニア・ビサウと準地域における安全と安定を脅かす越境組織犯罪や薬物取引と戦う WACI と TCU に対するその支援を増やすことを求め、そして更に彼らに対し、ギニア・ビサウにおける UNODC 駐留の支援にまた選挙と選挙後の改革のためのものを含む、当面の、中期のそして長期の優先事項のための UNIOGBIS 信託基金に寄与することを奨励する。

16. 自由で、公正でまた透明な選挙の実施の後でギニア・ビサウの復興について国際的に誓約させる会議を準備することの重要性を強調する。

17. 事務総長に対し、本決議の実施について、180 日毎に、定期報告書を安保理に提出すること、また本決議の採択で再始動する決議 2048 (2012) の実施についての 90 日毎の兼務の報告書を提供し続けることを要請する。

18. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。